

今の健康保険証の存続を求める意見書（案）

政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証を2024年12月2日に廃止することを閣議決定した。

これまでマイナ保険証をめぐるのは、他人の情報が紐づけされていた事例や、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した事例、他人の医療情報が閲覧され、表示された負担割合と健康保険証の負担割合が異なっていた事例など様々なトラブルが明らかになり、多くの患者や国民が不安を抱えている。

また、誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、重大な医療事故につながり、こういった命と健康に関する情報はプライバシーと密接に関連し、他人が閲覧できる状態になっていたことは、極めて深刻な事態である。

こうしたトラブルにより、世論調査(2023年12月時点)では健康保険証の廃止について延期や撤回を求める声が7割を超え、2024年4月時点でマイナ保険証の利用率が6.56%と低迷している。個人情報に対するセキュリティの甘さや高齢者施設等でのカード管理の問題、診療情報等の活用が患者にメリットをもたらすかどうか分からないなど、マイナ保険証への移行に対する国民の不安や疑問が払しょくされていない証左である。

政府はマイナ保険証を持たない人向けの「資格確認書」については、有効期間を5年以内に設定し、当分の間、マイナ保険証を保有していないすべての被保険者に交付する方針を示しているが、本人の申請を前提としており、「資格確認書」を有しない「無保険扱い」が発生することが危惧される。

今の健康保険証の受診券は、国民皆保険制度としての強制加入であり、保険料納付により「無保険扱い」にならず、いつでも医療が受診できる必要不可欠なインフラとして、国民生活に深く浸透している。

2023年の通常国会でトラブルが頻繁し不安が高まる中、政府・与党が健康保険証を廃止するマイナンバー法等改正案の成立を強行したことが混乱を招いた原因であり、従来の健康保険証の存続を望む人がいまでも多くいる。

デジタル化は日本にとって喫緊の課題である。しかし、国民の不安を置き去りにして強引に突き進むと、かえってデジタル化が後退する。政府は、個人情報とは国民一人ひとりのものであることを自覚した上で、「不安払拭なくしてデジタル化なし」を肝に銘じなければならない。

よって、国民の不安を払拭するため、いったん立ち止まってシステムを総点検すべきである。国民皆保険の下、誰もが必要な時に、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、2024年12月の健康保険証の廃止を延期し、医療を受ける権利を保障するものとして今の健康保険証を存続させることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年6月27日

嘉 麻 市 議 会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣
デジタル大臣